

Title	九州炭礦労働運動史覚書：筑豊炭山を中心にして
Sub Title	
Author	田中, 直樹(Tanaka, Naoki)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	1983
Jtitle	慶應義塾創立一二五周年記念論文集：慶應法学会政治学関係 (1983. 10) ,p.147- 167
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BN01735019-00000005-0147

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

九州炭礦労働運動史覚書

——筑豊炭山を中心にして——

田中直樹

- 一 はじめに
- 二 友愛会支部の活動状況
- 三 九州聯合会の分裂にともなう労働組合の動向
- 四 むすびにかえて

一 はじめに

本稿は、筑豊炭山を中心にして九州炭礦労働運動の系譜を概観することを目的としている。時期的には、友愛会支部活動が活発となる第一次世界大戦後から日本労働総同盟九州聯合会並びに総同盟の第二次分裂により労働組合が四分五裂を遂げる昭和初頭迄を考察対象としている。

九州石炭礦業史の研究蓄積過程で不思議と炭礦労働運動史は等閑にされてきた。北九州地域の労働運動史、無産政党史研究と比較するまでもなく本格的なそれは皆無と断言していいだろう。原史料を別にすれば、九州炭礦労働運動の通史すら無いのが現状である。管見のかぎり『九州社会運動年鑑一九三二年版』⁽¹⁾（岩本虎雄、昭和八年）所収の

『九州社会運動発達史』と『九州社会運動年鑑一九三二年版』（九州産業労働調査所刊、孔版印刷）所収の「九州無産運動概史」ぐらいである。両書とも今日では疑問の箇所が多く再検討の余地を残している。かつて筆者は『筑豊石炭礦業史年表』（西日本文化協会〔福岡〕刊、昭和四八年）の編纂に携わったとき、この種の文献・史料批判を欠いたため、事実の誤認又は疑問ある項目を多数掲載してしまった。古賀良一氏編の『北九州地方社会労働史年表』（西日本新聞社刊、昭和五五年）には炭礦労働運動に関し先の年表からの引用部分が多いが、内心忸怩たるものを感じる。

ともあれ、九州炭礦労働運動史はこのような研究状況なので、本稿は何よりも当該期のモノグラフを強く意図している。

(1) 『九州大学産業労働研究所蔵石炭関係資料(IV)』、『九州大学産業労働研究所報』第六九号、昭和五二年三月に復刻されている。

二 友愛会支部の活動状況

九州で友愛会を中心に労働組合の組織活動がまがりなりにも開始されるのは、大正五（一九一六）年頃からである。即ち、友愛会活動が最初に着手されたのは、辺境の地、香焼炭坑（長崎県西彼杵郡香焼村）からであった。大正五年初頭、同炭坑技師姉川仁平がその組織化に動き、二月一日、友愛会香焼分会発会式を挙行。その後三月、姉川の辞任にともない今村等が後任の指導者となり、五月末には鈴木文治を迎え分会から支部へ組織を拡大していった。⁽¹⁾ 『労働及産業』によると北九州の小倉、戸畑、八幡、門司でもほぼ同じ頃、友愛会分会・支部が設立されており、なかでも八幡製鉄所職工を母体とした八幡支部が活動の核心となっていく。⁽²⁾ これらよりやや遅れて大正七（一九一八）年末、光吉悦心は後藤寺支部を設立した。⁽³⁾

今村等、光吉悦心らの超人的な活動⁽⁴⁾によって九州炭礦労働運動の口火が切られるが、「賽の河原の石こづみ」

同様にそれは実り少ない孤立無援の状況からの出発であった。麻生久はその頃の労働運動を回顧し次のように述べている。

「友愛会の運動が未だ微温的協調主義の色彩を帯びてゐたがため設立の最初は資本家も未だ組合の何ものたるかを知らず、其主旨に賛成して組合の設立を或ひは賛成し、惑ひは黙許したがために、組合の設立を見るに至つたのである。併しながら如何に協調的色彩を帯びるにせよ、労働者の団結は夫れ自身の中から必然的に資本家に対抗する運動を生み出さざるを得ない。此等の組合も亦次第に勢力を得るに従つて、最初賛成し黙許した資本家側も此必然的情勢を知るに及んで、最初の態度を変じて次第に圧迫の手を強め組合を破壊する手段に出でたのである。併しながら労働者側は未だ戦闘的宣伝を蒙らずして協調的色彩が濃厚であつたため、敢然として戦ふに至らず、従つて大ストライキの勃発を見ずして、じり／＼と迫害せられて遂に組合を消滅せしめらるゝ運命に至つたのである。」⁽⁵⁾

「一九一六年末、とくに一九一七年一月の池貝鉄工所、三月の室蘭日本製鋼所争議で友愛会が積極的に争議を組織・指導したことが、友愛会に対しての世間の考えを一変させ、全体的には友愛会援助から弾圧へ一八〇度転換させ、組織撲滅の動きをにわかに盛んにした。」⁽⁶⁾ さらに友愛会が協調会（大正八年一二月設立）への参加を拒否するや、企業者は同会へ不信の念を一層つらせた。

大正六年六月八日、友愛会八幡支部の発会式が鈴木文治を迎えて正念寺で催されているが、既にその頃、同会は敵しい環境下にあつた。「製鉄所は、友愛会は『未だ公認していない団体だからという理由の下に』、製鉄所内講堂の使用を拒否し」、⁽⁷⁾「発会式は最初枝光徳養寺で挙行する予定で会場の交渉も済んでいた処、六月六日の夜十一時になつて差支えが出来たと拒絶してきたので直ちに大蔵の桂昌寺に交渉して確定し準備を進めていたが、此処も発会

式の前夜十二時頃になって拒絶してきた。この両寺の拒絶の理由は明らかでないが芳賀種義の信用をもってしても及ばぬ『社会主義者の会合』として敬遠されたのであろうといわれていた。⁽⁸⁾

友愛会支部設立当初、周田から一応好意的な立場で迎えられた香焼、後藤寺では本格的な活動を展開することなく中断を余儀無くされる。⁽⁹⁾ 即ち、今村は半年たらずで香焼支部長を辞任し、大正五年一月同炭坑を去っている。同じく光吉も後藤寺支部設立後六カ月を経ずして、同八年春、友愛会活動を事由に三井田川炭坑から解雇された。

米騒動以後、炭礦企業家はそれ迄なおざりにしていた坑夫の雇傭管理について真剣に対処する一方で、労働運動の抬頭に神経過敏となった。たとえば大正八年末、鈴木文治は九州宣伝の行脚へと赴いたが、各地で妨害に出会い、演説会も誹謗と干渉でしばしば中止の憂目に会っている。「九州の官憲並に資本家の友愛会を恐るゝ事は殆ど想像以上にして各炭坑地の恐慌は稍々滑稽に近い」⁽¹⁰⁾ 状況であった。

大正八年九月一日、友愛会七周年大会で八幡、後藤寺両支部から「北九州に本部出張所を置く件」が提唱され、同月三日、第一回臨時理事会で「九州福岡地方に出張所を新設し本部員二名を置く事」⁽¹¹⁾ が決定された。九州出張所（八幡市）主任に友愛会関西労働同盟会長木村錠吉、所員に藤岡文六と光吉悦心が任命された。

このほか鉦夫協会（事務所福岡市、幹事長河島真二）が大正八年八月に設立され、福岡、粕屋両炭田で組織活動を開始したが、当初は「会運隆々として約一千余の坑夫を包有してゐたが、炭坑経営者の圧迫や警察側の無理解や労働争議に関係した事などが原因して現在（十二月初）では殆ど確定会員数が判然せない様子で先づ五百見当であると云ふ」⁽¹²⁾

さて、大正九（一九二〇）年二月、八幡製鉄所の大罷業のとき、日本労友会と共に友愛会、鉦夫協会は争議を積極的に支援したが、その後同会幹部が騒擾罪で公判に附されるや、組合活動は自然休止の状態に至る。何よりもこの

大罷業そのものが労働運動への恐怖を企業者或いは官憲に植え付けた。

大正九年一〇月、全国坑夫組合、大日本鉱山労働同盟会、友愛会鉱山部が合同し、全日本鉱夫総連合会が設立されるや、九州の炭礦労働運動はこの傘下で活動を継続していくことになる。

ところで、この頃の代表的な炭礦労働運動の事例として香焼炭坑事件⁽¹⁴⁾、大辻炭坑事件⁽¹⁵⁾、同一年六月二五日⁽¹⁶⁾、第二旭炭坑事件⁽¹⁶⁾、同年八月九日⁽¹⁷⁾、小田軍利事件⁽¹⁷⁾を指摘できる。閉鎖的な地域社会、しかも常時官憲、企業者相互に監視されている状態では、労働運動の素地をつくることさえままならぬ環境下にあった。大正デモクラシーの潮流の中で、個々の事件が示すように辺境の地において旧弊を打破することは至難の業であった。たとえば大辻炭坑事件は八幡大罷業で壊滅した組合組織再建を賭けた同志の闘いであったが、また、それは労資間の死闘でもあった。同事件後の情勢を協調会福岡出張所囑託高瀬経徳は次のように報告している。

「浅原一派今日ノ決死運動ノ結果トシテ得タル筑豊炭坑々夫同盟組合ニ加入シタルモノハ約五十名ニ過ギズシテ大辻炭坑金田炭坑々夫等ニシテ鞍手郡内ノ如キハ五六名ニ過ギズト云ヘリ本囑託ノ考ヘニテハ運動開始以来満一ヶ月間ニ五十二三名ヲ得タルハ成功ト云フベシ何トナレバ山口県ヲ始メ福岡県下ハ勿論各鉱山及各工場ガ本春以来赤色労働者ヲ恐ルルコト蛇蝎ノ如ク苟モ赤化ノ様子アルモノハ直ニ賊首シ居ル現状ニシテ山口県ノ如キハ新タニ採用スル坑夫ハ前任地ノ炭坑ニ照会シ態々取調ニ来ルコトアリ又福岡県下各坑主間ニモ採用前履歴書ニ依リ前雇主ニ照会シテ素行ヲ問合セ一点疑アルモノハ採用セズ又工場ノ如キモ緑故募集ニテ採用スルニシテモ相当保証人ナケレバ採用セザル現状ナリ 尚今回浅原一派ガ宣伝ピラヲ各坑納屋ニ忍ビ込ミ配布スルニ当リテモ各坑共昼夜警務ヲ巡邏セシメ『ピラ』ヲ外ヨリナゲ込メバ警務掛リガ拾ヒ取ルト云フ有様又一方警察ハ高等刑事ヲ尾行セシメ居ルノ状態ナルヲ以テ宣伝スルニモ一寸ノ間隙

ナキ有様ナリ去レバ五十名ノ同盟加入者ヲ新タニ得タルナレバ成功ト云フベシ。⁽¹⁸⁾
また光吉悦心は炭礦で労働組合運動が進展しない事由を以下のように列挙している。⁽¹⁹⁾

(一) 坑夫の住宅は納屋と云つて一定の囲いの中にあり、常に人事係が監視している。人事係は太い混棒を携えて絶えず周囲を巡回しており、零細炭坑の人事係はいわゆるゴロ付と云われる者ばかりである。「労働運動の宣伝に行くには此のゴロ付きと闘争してゴロ付をたゞき伏せる覚悟で行かねばならぬ。私等は斯ふして決死の覚悟を以てしば／＼囲ひの中に突入してピラ宣伝を決行する。」(二) 官憲は資本家階級の傭人で、それ故に労働運動者を敵視する。各炭礦には請願巡査派出所が何れの処にもあり、その諸経費は資本家の寄付によって賄われている。「資本家の傭人である為何かの事があれば必ず労働者側に不利な処置を取り又は不利なる報告をする。」(三) 労働運動者に常に尾行を附して絶へず其の行動を阻碍される。^(マ)私共と坑夫と会见すれば直ちに尾行巡査を通して警察より炭坑側に通知して其の坑夫を敵首せしめる。」(四) 公開演説会開催の不可能。(五) 資本家相互の連絡を密接にしており労働運動に対して徹底した弾圧で臨む。(六) 反動団体が跋扈し労働運動を妨害する。(七) 各炭礦では青年団を積極的に組織し危険思想の防遏に躍起となつてゐる。(八) 「信書の自由開封を炭坑の事務所に於てなす為に労働運動者との信書の連絡取れざる事。」(九) 「演説・講習、新聞、雑誌等を自由に聴き読む事が出来ない為めに一般に社会の状況に盲目である。」(十) 坑夫の移動率が高い為に労働運動に不利。(十一) 坑夫の自覚不足。

このほか、納屋制度の悪弊が常々指弾されながらその残存が当時の炭礦労働運動を阻害する大きな要因でもあった。⁽²⁰⁾このような状況のため、大正一一(一九二二)年春頃迄の「北九州ニ於ケル労働運動」は極めて低調であった。「財界不況ノタメ失業解雇敵首等ノ為メニ戦々競々タルモノニテ殆ソド運動ハ影ヲ潜メ

組合団体ノ如キハ解体サレ現ニ於テ命脈ヲ保チ居ルモノハ(一)若松石炭仲仕聯合組合(二)酒樽職工組合(三)福博印刷技工共済会(四)友愛会八幡支部(五)友愛会門司支部(六)友愛会後藤寺支部(七)礦夫協会(八)八幡製鉄所ノ同志会(九)友愛会幸袋支部(十)小竹友愛会支部(十一)同新田支部(十二)大牟田友愛会支部(十三)八幡製鉄所共同研究会(十四)博多職工組合(十五)門司印刷制本技工同志会(十六)日本労働総同盟友愛会北九州聯合会等アルモ以上ノ内(a)八幡同志会(b)八幡共同研究会(c)小倉向上会支部(d)同志会戸畑支部ヲ除キタル他ノモノハ殆ンド有名無実ニシテタマタマ事務所ノ如キモノアルモ看板ノ淋シク残り居ル位ノモノニシテ四分五裂ノ有様ナリ……最近筑豊炭田ヲ中心ニ九州礦夫総同盟建設ノタメニ麻生久等ノ応援ヲ求メ盛ニ活動シツツアレバ何等カノ方法ニ於テ総同盟ヲ建設スルナラントハ県当局ノ意向ナリ然シナガラ北九州ニ於ケル労働者ハ農民上リノ者多ク従順ニシテ無智殆ンド炭鉱地方ノ礦夫ハ労働者ノ地位向上生活改善等思フ者ナクソレニ加フルニ資本家ハ現在ノ不況ヲ赤裸々ニ告白シ好景氣ニナリタル場合ノ優遇方法ヲ説キ出来得ル限り共済組合ノ如キモノヲ作り慰安ヲ与エオレバ容易ニ総同盟等ニ加入セザル模様ナリ。」⁽²⁾

- (1) 当時の友愛会香焼分会・支部の状況については、『労働及産業』(大正五年四月号―同六年五月号)を参照。
- (2) 友愛会八幡支部の設立経緯は、甲斐勇『八幡製鉄所労働運動誌』昭和二年、また北九州の友愛会組織の動向については渡辺徹『友愛会の組織の実態―会員数の支部・分会の消長・事業―』、『人文学報』第一八号、昭和三八年一〇月を参照。
- (3) 鈴木文治は大正七年一〇月二十四日―一月五日、北九州及び筑豊地方を訪れており、一月三日光吉と接見している(『労働及産業』大正七年二月号)。同年二月末に友愛会後藤寺支部が設立され、その所在地は福岡県田川郡後藤寺町(三井田川)大藪炭坑光吉悦心方で、会員数およそ一〇〇名であった(同上書、同八年二月号)。この間の事情は光吉悦心『火の鎖』(昭和四六年)を参照、なお大正八年、藤岡文六、小松道俊によつて三井三池官捕坑々夫を中心に大牟田支部の設立をみている。詳細は、小松道俊『大牟田の運動』、『鉱山労働者』第六卷第一号(大正一四年一月一日)参照。
- (4) 今村等、光吉悦心の労働運動の足跡は、『今村等伝』(昭和五五年)の年譜、前掲『火の鎖』を参照。
- (5) 麻生久『鉱山運動小史』、『鉱山労働者』第五卷第一号(大正一三年一月一日)。

- (6) 前掲、渡辺論文 一六一―一七頁。
- (7) 前掲、渡辺論文 五五頁。
- (8) 前掲、『八幡製鉄所労働運動誌』二頁。
- (9) 香焼支部の主な活動は、高島炭坑ガス爆発事故による出張救援活動、鈴木文治を迎えての講演会、安全灯無料化であった。後藤寺支部では会員扶助の共済活動を実施しているがほとんど成果を上げ得なかったと推察される。この間の事情は、『労働及産業』大正八年五月号・一二月号、前掲、『今村等伝』五五―五六頁、前掲、『火の鎮』三四―四一頁参照。
- (10) 大原社会問題研究所『日本労働年鑑』第一卷（大正九年版、四八〇頁。この時の「北九州と友愛会の活動」については、同上書及び鈴木文治『九州宣伝旅行』、『労働』大正九年一月号を参照。
- (11) 『労働及産業』大正八年一〇月号。友愛会第八周年大会（大正九年一〇月）で出張所制度は漸次廃止する事が可決されたが、大会終了の中央委員会で九州出張所は存続する事が決定されている。北九州聯合会の名称（『労働』大正九年一月号、二六八頁、赤松克磨『北九州遍歴記』、『鉱山労働者』第二卷第三号〔大正一〇年三月一日〕）もあるが、おそらく九州出張所と同一組織と察せられる。
- (12) 前掲、『日本労働年鑑』第一卷、四一―四二頁。なお、同協会の趣旨、綱領は同上書参照。
- (13) 製鉄所第一回騒擾事件で検挙された藤岡文六、光吉悦心、藤田俊次郎等々は、大正九年四月一七日保釈により一時出獄、七月二日無罪の判決があったが、一月三日長崎控訴院では一転して前判決取消しとなり、懲役一年、執行猶予三年となった。同年三月末現在、炭礦地帯では友愛会大牟田支部、目尾支部、小竹支部、新多支部が一応活動しているが、ほとんど微力であったと察せられる（『労働』大正九年七月号、一六八頁。なお福岡県工場課調査では同年八月初旬、主なる組合員数は次のとおりである。
- 日本労友会二、〇〇〇名、八幡製鉄所職工同志会三、〇〇〇名、同組伍長研究会一、〇〇〇名、友愛会八幡支部一、〇〇〇名、同大牟田支部三、〇〇〇名、同幸袋支部三、〇〇〇名、同後藤寺支部六、〇〇〇名、同戸畑支部四、〇〇〇名、同小竹支部三、〇〇〇名と報告されている（『門司新報』大正九年八月二日付）。組合員の数字はほとんど名目的と察せられる。
- (14) 同事件の概要は、『労働団体及労働争議情報』大正九年十一月、光吉悦心『香焼事件の報告』、『鉱山労働者』第二卷第一号（大正一〇年一月一日）を参照。今村等は、大正九年夏、友愛会香焼支部の再建に努力するが、この事件の首魁として起訴される。同一〇年一月、満二ヶ年の実刑となり同一二年一月八日出獄。なお、弁護士一人として三輪壽社がその任にあたった。詳細は、『三輪壽社の生涯』（昭和四二年）を参照。
- (15) 同事件については、『九州鉱山運動に関し会員に撤す』、『鉱山労働者』第三卷第七号（大正一二年七月一日）、『九州の炭坑労働運動に関し同志諸君の同情に訴ふ』同上、第三卷第八号（同年八月一日）、『門司新報』同年六月二日付、『大辻炭坑事件（聴取書、検事調書）』、前掲『火の鎮』、浅原健三『鍛鋳炉の火は消えたり』（昭和五年）、加藤十十『階級戦の先頭を往く』（昭和三年）を参照。浅原、加藤の著書には宣伝

奥もあるがあなたがち誇張とも思われぬ。同事件への批判は蜂谷生「筑豊炭田に於ける労働運動に対する一疑点」『筑豊公論』大正十一年一月号参照。

(16) 同事件については『福岡日日新聞』大正十一年八月一日付を参照。

(17) 同事件については『鉱山労働者』第五卷第二号(大正十三年三月一日)、「斃れし同志の面影を偲ぶ―亡き小田利隆君の靈を慰む―」『労働』大正十四年二月号を参照。

このほかこの種の代表的な事件として中央炭坑事件(大正十四年一月二十四日)がある。同事件については『麻生炭坑』日誌第七号大正十四年七月起(九州大学石炭研究資料センター所蔵)参照。

(18) 協働会福岡出張所囑託高瀬経徳より同会総務部長添田敏一郎宛第三八回報告(大正十一年七月八日付)『地方的労働運動記述附支那ノ労働運動』大正十一年迄所収。

労働運動家は炭礦に組合入会勧誘の宣伝ビラを撒く為、決死の覚悟で運動に努める一方、官憲及び企業者は「警戒防止ニ忙シク三巴トナツテ知慧競べ」の有様であった。さらにまた筑豊特有の暴力団とも対抗しなくてはならなかった。高瀬経徳は第三九回報告(同年七月二十六日付)で次のように述べている。

「浅原一派ハ今ヤ国粹会筑豊支部及大瓢派ト對抗スルコトトナリ炭坑側トハ間接トナリ此二ノ団体ノ為メ入会勧誘宣伝ビラ配布等ノ運動ハ離間断絶セラルルコトトナリ又サレバ浅原一派モ運動ヲ中止セザルベカラザル形勢ニ陥リ衆寡適セズ大炭坑々夫ニシテ入会シタル者ナシト云ヘリ小炭坑々夫ノ入会セシモノモ国粹会及大瓢派ノ猛烈ナル脅威ニヨリテ取消シタルモアリト云フ某大炭坑主支配人本囑託ニ語リテ曰ク今回加藤浅原阿氏ノ筑豊四郡坑夫組合同盟運動ハ先ツ失敗ニ終リタリト」。

大瓢派の行動については『福岡日日新聞』大正十一年七月十六日付、『門司新報』大正十一年八月二日付参照。

(19) 大正十一年二月二日付、光吉悦心より協働会調査部荒川賢宛私信、「日本労働総同盟大阪鉱夫組合、尼崎、灘、京都、九州聯合会(大正十一年三月)所収。光吉悦心「九州鉱山労働運動の概観」『鉱山労働者』第四卷第四号(大正十二年四月一日)も参照。

(一)の指摘について例えば貝島各坑では、大正十一年五月人事係を増員、見張所を設置、制服を定めている(『貝島会社年表草案』)。(二)について三井田川では同一一年一月、労働運動家取締等に関し坑所内及び社宅内の安寧を凶り秩序を維持する目的を以て青年団より成る各坑保安組合を組織、また警察との協議会を定期的開催している(『三井田川鉱業所沿革史』第一〇卷、三四八頁、『福岡日日新聞』(大正十一年一月九日付)。(三)について或る坑夫は自らの生活を次のように吐露している。

「△君ハ二十年間ニ何ヶ所ニ居マシタカ

私ハ佐賀生レデ最初佐賀ノ炭山ニ居リマシタカ其後十ヶ所計リ歩キマシタ何レノ山モ大同小異デ一ヶ所ノ山ニ三年以上オル者ハ五百人ノ内一割位カト思ヒマス稀ニ仲間ノ話ニテハ拾年以上モ三池炭坑トカ安川サンノ山又ハ貝島ノ炭坑ニオル者モアルソウデスガ夫レハ納屋頭ニナル

ト永クオル氣ニナリマスガ平坑夫デハアチコチト歩ルクノガ大イデス

△ナゼ歩キ廻ハルノデスカ

夫レハ色々ノ原因ガアリマス、第一ハ肩入金ヲ踏ミ倒ス為、是レハ夜逃ゲラシテ前借金ヲ踏ムコトデス第二ハ切羽ノ悪ルイ場所ニ廻ハルコトアル時、第三、公傷ノ際支給ノ悪シキコト、第四、切賃ハ殆ソド一定シ居ルモ煤炭ガ非常ニ酷ナル時、第五、四五年前好景氣ノ際ハ何レノ炭坑モ坑夫ヲ歓迎シ歩増其他ヲ与フルコト、第六、肩入金ヲ返済シ終レバ何レノ山ニテモ（自由ニ期限内ニテモ）解雇ニ苦情ナキコト労働時間トカ休憩時間トカ何トカハ何レモ同様デスカラ之ガ余リタチガ宜シクナイ納屋頭ナド入レズミラシテオル俠客肌ノ腕力屋デ強制シテ迄坑内ニ入レマスカラ落付ク者ガ少ナイデス」（前掲、福岡出張所第三回報告、大正十一年五月三日付）。

(20) 今村等は納屋制度改革を強く訴えた一人で、香焼事件の発端は悪徳納屋頭と坑夫との衝突からである。今村の見解については「九州炭坑と労働運動」『鉱山労働者』第二巻第一〇号（大正十一年一月一日）、「悪納屋頭を葬れ」同上、第二巻第一一號（同年一月一日）参照。

住友炭業所長吉田良春は筑豊に労働争議の起らぬのは納屋制度の賜と語っている（『門司新報』大正十三年八月十九日付）。
当時の納屋制度の状況については、拙稿「納屋制度の変容と崩壊」『労働問題研究』第三号、昭和五六年一月参照。

(21) 大正十一年五月三十一日付協調会福岡出張所より同本部宛報告「北九州ニ於ケル労働運動ノ概況」、前掲「地方的労働運動記述附支那ノ労働運動一九二二年迄」所収。

ちなみに、同年末の労働組合の組織状況は、全日本鉱夫総聯合会翼下の小竹、後藤寺、八幡の各支部、会員数一六〇名である（内務省『大正十一年労働運動概況』）。

三 九州聯合会の分裂にともなう労働組合の動向

先に指摘したように大正一一（一九二二）年春頃迄「労資協調的だ、或は直接行動派だといはず、色々さまざま」をこきまぜて真の労働者の手でつくられ現存してゐる労働組合は北九州二十万余の労働者が居りながら以上二三組合に過ぎないのである。しかも以上の二、三組合の勢力たるや実に振はず其抱擁して居る会員の数ですら不明の状態^①であった。

「吾々は吾々の品性を練り力を養ひ、正しい真実な人間の道を進むべく労働組合をつくらうではないか、労働組合

によって自分の新生命を開拓せやうではないか」の趣意のもとに、大正一一年初頭頃から西部炭坑夫組合結成⁽²⁾が準備され、新たなる組合運動の結実に曙光を見出していく。次いで「十三年五月九州炭坑夫組合ト改称シ田川郡後藤寺町ニ本部ヲ置キ一時鞍手、嘉穂、粕屋三郡ニ各支部ヲ増置シ會員約三百名ニ達シタ⁽³⁾」。

一方、今村等は大正一二年一月、香焼炭坑事件による刑期満了出獄後、翌一三年八月長崎に労働問題研究所を設立し、伊藤卯四郎、森登守らを同志に加え労働運動を再開した。同所は同年一月、九州労働組合設立へと発展した。翌年には南九州聯合会を組織し、九州労働組合、諫早労働者自治会、九州炭坑夫組合長崎本部を傘下⁽⁴⁾とした。

北九州においても各地における労働運動の昂揚に刺激されて再び組合活動を展開していく。そのなかで浅原健三をはじめとする旧日本労友会幹部を中心に大正一二年五月二七日北九州機械鉄工組合が設立された。「会勢ハ順調ニ展開シタル為メ地方的孤立状態ヨリ脱シテ将来ノ一大発展ヲ期スル為メ有力ナル背景ヲ得ルノ必要アルヲ痛感シテ組織改革ノ議興リ翌十三年五月十八日遂ニ一工場単位制度ニ依リ之ヲ支部トシテ九州聯合会ト改称⁽⁵⁾」した。即ち九州鉄工組合八幡支部、同枝光支部、同戸畑支部、九州硝子工組合牧山支部、九州鑄物工組合戸畑支部、九州合同労働組合、福岡合同労働組合を以て日本労働総同盟九州聯合会（本部八幡市枝光大宮町）とした。しかしながら十四年三月総同盟の内訌問題に端を発し、五月の第一次分裂は同会も大きな影響を受け、「執行委員長」浅原健三ヲ除名処分ニ付シ更ニ評議會ノ主義ニ共鳴スルカ如キ行動ニ出テタル為メ十四年十二月一日総同盟ヨリ九州聯合会ノ解体ヲ命セラレ併テ所属九州鉄工組合八幡支部及九州硝子工組合牧山支部ヲ除名処分⁽⁶⁾とした。これを契機に各組合は四分五裂の状態となり、組合活動開始当初、理想として掲げたスローガンも画餅に帰し低次元の事柄でドロ試合を繰り返していった。

組合活動方針をめぐっての左右両派の対立は九州聯合会の解体を招来し、更に労働組合の無産政党支持問題が絡

先の九州聯合会の分裂から同一五年一二月の総同盟第二次分裂並びに日本労働組合同盟結成に至る間、めまぐるしい労働組合組織の改廃、名称変更を生じさせた。総同盟系の組合組織についてこの間の主な経緯を略記すれば次のおりである。⁽⁸⁾

大正一四年一月一日 総同盟中央委員会は九州鉄工組合、九州硝子工組合の除名を命じ、九州聯合会の解散を宣告

同一五年四月二三日 南九州聯合会を九州聯合会と改称⁽⁹⁾

同年五月一六日 東京製綱労働組合小倉支部発会式挙行

同年七月一八日 九州労働組合を長崎合同労働組合と改称

同年八月一日 総同盟第六回中央委員会で九州出張所主任に今村等、主事に光吉悦心任命を承認

同年一二月三日 総同盟第二次分裂

同年一二月六日 九州聯合会執行委員会総同盟脱退、日本労働組合同盟、日本労働党支持決議

このようなあわたたしい状況は当然ながら日本鉱夫組合九州聯合会の活動にも反映したが、それは次第に停滞、衰退へと向い組織も亀裂が生じていった。即ち「十四年中所属鉱山タル大峯三坑、大ノ浦二坑、中央炭坑及龜山炭坑等ニ於テ労働爭議ヲ惹起シ惨敗ノ結果ヲ招キタル為メ会勢頓ニ衰へ」、加えて光吉悦心、今村等らが、大正一四年末から同一五年二月にかけて別子銅山爭議応援の為め留守中、同組合急進幹部は評議会派と接触し次第に光吉への批判を強めていった。⁽¹⁰⁾ とりわけ「東京製綱小倉工場労働爭議以来八幡九州聯合会(左派系)筆者」ト確執ヲ生シタルノミナラス北九州ニ於ケル各無産団体トノ関係モ甚タ面白カラサル」状態となった。光吉が東京製綱小倉工場爭議(大正一五年四月)と同労働組合小倉支部結成を指導したことは日本鉱夫組合九州聯合会内部からも「労働運動家に

あるまじき労働者の利益を裏切る許すへからざる罪惡をなせるもの」と批難をあげた。

大正一五年六月頃、筑豊での組合運動は次のように報告されている。

「日本鉱夫組合九州聯合会ハ其ノ実権ヲ掌握シ居タル同会執行委員光吉悦心カ本年四月以来総同盟系東京製綱労働組合小倉支部ニ入りテ会務ニ執掌シ殆ント鉱夫組合ヲ顧ミサル為メ急進幹部ハ組合ノ革新運動ヲ企画シ更ニ他ハ一面ニ於テハ此ノ機ニ乗シテ新ニ組合ヲ組織セント計畫スル者アリテ最近ニ於ケル筑豊方面ハ益々錯綜セントスル情勢ニ在リ。」⁽¹¹⁾

その後、同組合は日本鉱夫組合九州聯合会（光吉派、自称日本鉱夫組合九州聯合会（岩本派、鉱夫組合九州聯合会（奥村派）に分裂していく。⁽¹²⁾ しかしながら「頻リニ組合運動ニ努ムルモ依然トシテ会勢振ワス」、「互ニ自派組合員ノ獲得会勢ノ拡充ニ努メ居ル」状況でその活動は低調そのものであった。

光吉悦心は総同盟第二次分裂後、筑豊へ戻って炭礦労働運動に専念したが周囲の環境は以前にも増して厳しい状況であった。自称日本鉱夫組合九州聯合会は「幹部岩本寅雄、小山盛人、米倉猪之吉対菊地帯刀、和田初太郎等トノ間ニ勢力的内訌ヲ生シタル為メ一時組合運動モ休止シ居タル結果」、「有名無実ノ組合ニ過キサルノ状態」⁽¹³⁾であった。昭和二年四月、民憲党嘉穂支部準備会が設置されると共に西部鉱山労働組合が岩本寅雄、小山盛人らによって結成された。⁽¹⁴⁾

鉱夫組合九州聯合会（福岡県鞍手郡植木町）は大正一五年九月、奥村俊一郎、穂東毅徳、高木敬四郎、高尾三郎らによって結成され労働農民党を支持した。その後、同組合は奥村俊一郎派と高尾三郎派とに別れ「両者ノ間ハ事毎ニ相反目スル」関係となった。⁽¹⁵⁾ 高尾派は昭和二年四月、九州鉱山労働組合を組織している。⁽¹⁶⁾

大正一三年五月、九州炭坑夫組合のもとに再結集した組合員は、上部団体の分裂或いは組合同志間の反目、無産

政党支持問題等々に翻弄され当初掲げたスローガンからは遠く離れてしまい、約二年たらずにして組織活動は袋小路に陥ってしまった。

(1) 藤岡文六「九州労働運動の過去及現在」『労働同盟』大正一一年四月号。

(2) 同組合の結成月日は判然としない。趣意書によると大正一一年一〇月、仮事務所は福岡県田川郡後藤寺大蔵光吉悦心方となっている。光吉は前掲荒川賢宛の私信では「私共が西部炭坑夫組合組織の運動を初めたのは昨大正十一年二月でした。其後組合員の数は次第に増加しつゝありますが、いよいよ発会式を挙げて正式に組合組織を発表するにはまだ四五年の月日を要する事と思ひます」と述べている。

「北九州ニ於ケル労働運動ノ発達過程ト総同盟系組合ノ消長変遷ニ関スル件」(『九州聯合会(元総同盟)至昭和三年』所収)では、大正一二年、二月設立となっているが誤りである。なお、同組合規則は次のとおりである。

西部炭鉱夫組合規則

第一 総 則

第一 条 本組合ハ西部炭鉱夫組合ト称ス

第二 条 本組合ハ九州全土及山口県ニ所在スル石炭鉱山ニ働ク総テノ男女労働者ヲ以テ組織ス

第三 条 本組合ハ本組合ノ綱領ニ則リ公正ナル方法ヲ以テ労働問題ノ解決ヲ期シ石炭鉱従業労働者ノ福祉ノ増進ヲ目的トス

第四 条 本組合ハ本部ヲ福岡県ニ支部ヲ各地ニ置ク

第五 条 本組合ノ規則ハ大会ノ決議ヲ經ルニアラザレバ変更スルコトヲ得ス

第二 事 業

第六 条 本組合ハ所期ノ目的ヲ達スルため左ノ事業ヲ行フ

一、現行労働条件ノ考查研究、改善

二、鉱夫ノ災害疾病ノ調査及其対策

三、組合員ノ品性ヲ陶冶シ智見ノ開発向上ヲ図ルため毎月定期ニ機関雜誌ヲ刊行シ時々講演会ヲ開ク

四、其他必要ナル諸般ノ施設

第三 組合員ノ權利義務

第七條 本組合員ハ本組合ノ事業ヨリ生スル一切ノ權利義務ヲ享受ス

第八條 本組合員ハ所定ノ会費ヲ納入スルモノトス

第九條 本組合員ハ機関雜誌ノ無代配布ヲ享ク

第四 加盟及脱退

第十條 本組合員タラントスル者ハ所定ノ入会金並ニ組合費一ヶ月分以上ヲ添ヘテ本部若クハ支部ニ申込ムヘシ

第十一條 本組合員ハ前条ノ申込者ニ対シ會員証及徽章ヲ交付ス

第十二條 本組合員ニシテ脱退セントスル場合ハ事由ヲ具シテ本部若クハ所屬支部ニ届出デ會員証及徽章ヲ返戻スルモノトス

第十三條 本組合員ニシテ故意ニ組合存立ノ意義ニ反シタル行動アリタル場合ハ理事会ノ決議ニヨリ除名スルコトアルヘシ

第十四條 本組合員ニシテ組合費納入ノ義務ヲ三ヶ月以上履行セザル時ハ本組合員タルノ資格ヲ失フ

第五 機関

第十五條 本組合ニ左ノ機関ヲ置ク

イ大会 ロ評議員会 ハ理事会

第十六條 大会ハ本部役員、支部代表者一名及適法ニ選出セラレタル代議員ヲ以テ組織シ毎年一回理事会之ヲ召集シテ重要事項ヲ決議ス、理事会必要ト認メタル時、臨時大会ヲ召集スルコトアルヘシ

第十七條 評議員会ハ評議員(支部幹事会ニテ互選ス)及本部役員ヲ以テ組織シ、理事会ノ諮問ニ応ジ組合ノ機能ノ發達ヲ翼成スルモノトス

第十八條 理事会ハ本部理事ヲ以テ組織シ組合ノ職務執行ノ任ニ當ルモノトス理事会ハ必要ト認メタル時評議員会ヲ召集スルコトヲ得

第六 役員

第十九條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

イ理事五名、ロ理事會計二名、ハ會計監査役三名、ニ書記若干名

第二十條 理事ハ理事会ヲ組織シ大会ノ決議ニ基キ一切ノ職務執行ノ任ニ當リ本組合ヲ代表ス

第二十一條 理事會計ハ本組合ノ會計事務一切ヲ管掌ス

第二十二條 會計監査役ハ常に會計事務ノ状況ヲ監査シ必要アル場合ハ會計ヲシテ一切ノ書類ヲ提出セシムルコトヲ得
第二十三條 理事、理事會計、會計監査役ハ大会ニ於テ代議員中ヨリ互選シ其ノ任期ハ次期大会マデトス但シ重任ヲ妨ケス
第二十四條 書記ハ理事会之ヲ囑託シ、理事ノ旨ヲ受ケテ理事ノ職務執行ヲ補助ス

第七 會 計

第二十五條 本組合ノ費用ハ組合費及事業収益ヲ以テ之ニ充ツ

第二十六條 本組合費ハ一人一ヶ月金參拾錢トス、入會金ハ一人金貳拾錢トス

第二十七條 會計ハ毎年度収支決算表ヲ作製シテ會計監査役ノ承認ヲ受ケ大會ニ提出シテ其ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第八 支 部

第二十八條 支部ハ本組合ノ綱領ニ則リ本組合規則ヲ遵守スル會員五十人以上ノ団体タルコトヲ要ス

第二十九條 支部ハ其支部規則ヲ定メタル時ハ直チニ本部ノ承認ヲ受クヘシ

第九 勞 働 争 議

第三十條 本組合員ニシテ其ノ雇主ト爭議ヲ生スル虞レアル時ハ遲滞ナク本部若クハ支部ニ通告スヘシ

支部ハ右ノ通告ヲ受ケタル時ハ直チニ本部ニ通告スルヲ要ス

本部ハ右ノ通告ヲ受ケタル時ハ緊急理事会ヲ開キ事態ヲ慎重審査シテ極力未然ニ防止スル方法ヲ講スルモノトス

第三十一條 本組合員ニシテ其ノ雇主ト爭議ヲ生シタル時ハ本組合ハ其ノ通告ヲ受ケルト共ニ臨時理事会ヲ開キ其ノ決議ニ基キ正常ト認メタル方法ヲ以テ極力応援ス

第三十二條 本組合員ニシテ組合事務若クハ労働爭議ノタメ失職シタル時ハ本組合ハ最善ノ努力ヲ払ツテ援助スルモノトス

第十 附 則

第三十三條 本組合ハ全日本鉦夫總聯合會ニ加盟ス

『日本労働総同盟大阪鉦夫組合、尼崎、灘、京都、九州聯合會(四大正十二、三年)』所収

小田利隆『九州の研究會』『鉦山労働者』第四卷第三号(大正一二年三月一日)では、同組合は未だ準備の段階であるが、第四卷第五号(同年五月一日)には西部炭坑夫組合となっている。

大正一〇年五月七日、三菱方城炭坑で鉱山労働組合の結成式が挙行（『東洋タイムズ』第三号、大正一〇年五月一五日）されているが、組合名称は明確ではない。「九州無産運動概史」（九州産業労働調査所『九州社会運動年鑑一九三二年版』所収）では筑豊炭坑組合となっているが検討の余地がある。同組合名はしばしば新聞に記載されているが、組織の実体は明らかでない。

(3) 同組合規約（草案）はほぼ西部炭坑夫組合規則に準じている。

大正一三年末の同組合案内によるとその組織は次のとおりである。

九州炭鉱夫組合聯合本部（福岡県田川郡後藤寺町光吉方）、同嘉穂本部（同県嘉穂郡二瀬村伊川増崎清太郎方）、同福岡本部（福岡市北漢町二九、同三池本部（大牟田市外銀水村白川一四〇）、同長崎本部（長崎市若川町一九）、同宇部本部（宇部市東区琴平芝通二赤木方）。

「炭坑夫組合は運動の便宜上、主要郡毎に運動本部を置いて居ります。即ち嘉穂郡には飯塚に嘉穂本部を置いて増崎君が事務を執り、鞍手郡には宮田に鞍手本部を置いて國武君がその衝に当り田川本部は組合本部を当て、光吉君が主となって各方面の連絡の任に當つてゐます。福山君は大牟田の方と双方をかけ持ちで光吉君と協力してゐます。本部の近くの大峯には大峯支部が設けられて米倉君がその責任の衝に當つてゐます。更に少し離れた福岡市外の粕屋炭田には志免村に粕屋本部を置いて高木君が粕屋炭田一円の開拓の重い使命を担つて立籠つて居ります」（加藤勘十「筑豊炭田にて炭塵を浴びつゝ」、『鉱山労働者』第六卷第九号（大正一四年九月一日））。

(4) 「南九州聯合会の組織経過の報告」『労働者新聞』第二三八号（大正一四年八月一七日）。

(5) 大正一五年七月一七日福岡県特別高等課長より協理理事添田敬一郎宛報告「北九州ニ於ケル労働運動ノ發達過程ト総同盟系組合ノ消長變遷ニ関スル件」、前掲『九州聯合会（元総同盟）』所収。

(6) 同前史料。更に一五年八月一日、総同盟第六回中央委員会で下関印刷技工組合、防長合同労働組合、大牟田合同労働組合が除名されている（『労働』大正一五年九月号）。

(7) 前掲、「北九州ニ於ケル労働運動ノ發達過程ト総同盟系組合ノ消長變遷ニ関スル件」。

(8) 主に「熱風血雨録—大正十五年九州労働運動回顧—」『労民新聞』第三号、（昭和二年一月一日）参照。

左派系は九州聯合会解体後も日本労働総同盟九州聯合会の名称を用いていたが、大正一五年一〇月三十一日労働組合九州聯合会創立大会を開催し同上名に改称。この点は法政大学大原社会問題研究所「日本労働組合評議会資料その七」（労働運動史資料第八集、昭和三八年）参照。

(9) 大正一五年九月九日現在、日本労働総同盟九州聯合会の主な幹部は次のとおりである。

会長今村等、主事会計伊藤卯四郎、書記森登守、松坂坂一、丘守、執行委員光吉悦心、柏木吉太郎、益原勉、倉田龍夫、久保時造、石橋利三、安山政行、田中定吉。

大正一五年九月現在の九州聯合会の組織を示せば次のとおりである。

四年七月起)。

(14) 九州産業労働調査所「九州無産運動概史」、『九州無産運動年鑑一九三二年版』所収、四頁(九州大学石炭研究資料センター所蔵)。

(15) 昭和二年二月二三日、鉱夫組合九州聯合会は、高尾三郎、同春次の兄弟を除名している。

(16) 前掲、『日誌』。

四 むすびにかえて

今村等は生前、「東京の青二才ども」が口癖であった。この言葉には、頭デッカチへの揶揄、東京(中央)への對抗意識と実践活動の自負とが込められていた。今村や光吉悦心が労働組合活動に入る契機となったのは、必ずしも友愛会の綱領に理解を示していたためではなく、又確固たる運動理論を保持していたからでもない。非人間的な労働条件で酷使されている坑夫の現実を見つめたとき、一刻も早く彼等を解放させたいが為であった。そこには労働運動の理論より人間愛に燃えた行動が優先していた。しばしば今村、光吉らが現実主義と批判されるが、当時の状況下では空理空論は許されなかった。また労働組合の組織活動はおろか、組合機関誌をはじめ新聞、雑誌の購読すらままならぬ炭礦地域で、労働運動の突破口を開くには同志の信頼のみが唯一の武器であった。当初、同志間の強い信頼関係で結ばれて出発した九州の炭礦労働運動は上部の団体或いは無産政党的動向に左右され始めると、次第に組織優先に傾斜していった。そして大正末年頃から同志の絆に亀裂を生じさせ次元の低い派閥抗争に明け暮れた。⁽¹⁾今村自慢の火の玉精神はすでに限界に来ていた。部分的には争議行為によって各組合は労働条件の緩和、改善に努めたが、第一次世界大戦後、懸案となっていた炭礦労働問題にどれほど具体的に取り組んだかを問うた場合、日本鉱夫組合においてすら力量不足であった。

労資協調機関の共済組合が誕生した折、友愛会は御用組合と批判したが、その後、それは日本の労務管理の典型といわれる迄成長を遂げた。共済組合活動の充実が労働運動を阻害させる要因ともなった。すでに述べてきたように閉鎖的な炭礦地域でいかに労働運動が困難であったか、麻生炭坑労務係の『日誌』が如実に示している。個々の争議行為、宣伝活動によって多少とも成果をあげつつあった折、総同盟の第一次、第二次の分裂によってそれは又々「賽の河原の石こづみ」となってしまうた。

本稿は今村等・光吉悦心派の労働運動に焦点を絞ったため、いわゆる左派系のそれについては考察が十分でなかった。今後の課題としたい。

(1) たとえば光吉悦心と浅原健三の対立を指摘できよう。

「大正十三年総同盟九州聯合会当時において光吉君を中心とする、坑夫組合側の浅原除名問題に端を発し、其の後兩者の間に、特に光吉君に於いて、感情的関係を有して居た事である。

其の原因は思想的対立と云ふよりも、私的関係であつたと云ふ方が正しからうと思はれる。その現はれば、大正十五年の小倉製綱の争議に於いて光吉君の行為が被階級的行為として、九州無産団体協議会の非難を受けたが、光吉君も亦裏切者としての非難を全身に浴びながら小倉製綱の主事として良く之を守つたものである。

然し其の後、中央に於いて麻生久、加藤勘十君等が総同盟を退脱し日本労働党を結成するや、光吉君は自ら非難と苦闘の中に築いた小倉製綱を捨て、麻生君と運命を共にし、日労党に走り、飯塚吉原町に引上げた。それは麻生君との永年の友情がそうさせたのであらうが、昭和三年に至つて前記せる日本大衆党が結成せられ、麻生、浅原の握手が交はされるや、光吉君は再び総同盟に帰へり社民党を支持した（前掲、『九州社会運動年鑑（一九三二年版）』）。

付記 本稿で使用した史料は注記しない限り法政大学大原社会問題研究所架蔵である。史料の利用にあたり同研究所から多大な御便宜を得た。記して感謝の意を表します。